

同好会「愛 sUn 会」会則

第1章 総則

第1条 本会は、同好会「愛 sUn 会」と名称する。

第2章 目的・事業

第2条 本会は、芸術を通して愛知産業大学・短期大学通信教育部の発展に寄与することを目的とし、会員相互の親睦を図るものとする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 総会を開催。
2. 展覧会、研究会、講座、講習会等開催。
3. 運営活動する為の準備会を開催。
4. その他、必要と思われる事業を開催。

第3章 会員

第4条 本会は、次の資格を持つ会員を以て構成する。

愛知産業大学・短期大学通信教育部校友会役員及び、科目等履修生とする。

第5条 会員は自覚と誇りを持ち、積極的に同好会に協力し、参加するものとする。

第6条 退会は会員の申し出によって退会とする。

第4章 運営委員

第7条 顧問1名 代表1名 副代表1名 会計1名 庶務2名とする。

第8条 前条の代表以下は会員より選出、任期は選出後2年とし、会員の順番制とする。

第9条 運営委員は、第3回校友会役員会に出席し、同好会「愛 sUn 会」事業計画・予算（案）を、提出する。

第10条 運営委員は、第1回校友会役員会に出席し、同好会「愛 sUn 会」活動報告・会計報告を、行うことを義務とする。

第5章 附則

第11条 この会は、愛知産業大学・短期大学通信教育部校友会に所属しているという認識の元で、愛知産業大学・短期大学通信教育部校友会の規約に準ずる。

第12条 この会は、愛知産業大学・短期大学通信教育部校友会から、予算案に基づいた助成を、受ける事ができる。

第13条 本会の会則を変更するには、会員の承認を得てから決定する。

補 足

本会則は平成30年4月1日より効力を発する。